

障害福祉サービス（居宅介護等）重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	株式会社 ALTWELLCARE ちょうふ自立応援団
法人所在地	調布市布田 1－4 3－2 グレイスメゾン谷中N－2 0 3
電話番号	0 4 2－4 8 9－3 1 6 0
代表者氏名	矢島 崇光

2 事業所の概要

事業所の名称	株式会社 ALTWELLCARE ちょうふ自立応援団
事業所の所在地	調布市布田 1－4 3－2 グレイスメゾン谷中N－2 0 3
事業所の電話番号	0 4 2－4 8 9－3 1 6 0
サービス提供地域	調布市、狛江市
サービス提供曜日・時間	月～日 8：00～18：00 12月29日～1月3日を除く
事業所番号	
自己評価の実施状況	
第三者評価の実施状況	なし
職員への研修の実施状況	1ヶ月に1回

3 事業所の職員体制

職種	常勤（人）	非常勤（人）	資格等
管理者	1	0	介護福祉士
サービス提供責任者	必要数以上	必要数以上	介護福祉士
居宅介護員	1以上	1以上	介護福祉士 2級ヘルパー、 初任者研修
事務員	1	0	

4 サービスの内容

(1) 身体介護

◆食事介助

◆入浴介助…

- (1) 半介助の家庭浴介助 (2) シャワー浴 (3) 足浴
- (4) 手指浴 (5) 洗髪

◆排泄介助…

- (1) 移動介助 (2) ポータブルトイレ介助 (3) 尿器・便器介助
- (4) オムツ交換

◆清潔介助…

- (1) 清拭 (2) 陰部の洗浄 (3) 熱布清拭 (4) 身だしなみ介助
- (5) 口の中の清潔 (6) 更衣の介助 (7) シーツ交換

◆体位交換

◆ 移乗・移動介助…

- (1) 家具・車椅子等への移動 (2) 車椅子での移動 (3) 歩行介助

◆服薬介助…

(2) 生活援助

◆買物

◆ 調理…配膳後片づけ、一般的な調理（ご利用者様の身体状況に応じて出来ないところを介助します）

◆ 掃除…居室内・トイレ・浴室・卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け（ご利用者様の身体状況に応じて出来ないところを介助します）

◆ 洗濯…洗濯機又は、手洗いによる洗濯。洗濯物干し、取入れと収納（ご利用者様の身体状況に応じて出来ないところを介助します）

(3) その他のサービス

◆介護相談等

5 利用料金

(1) 支給対象サービス利用者負担額

利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じ、区市町村が定めた額。
ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難

と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※ 利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業者までご連絡をお願いします。

※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した支援費の額については、利用者に通知します。

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用前日 17：00 までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用当日のキャンセル → 1,500 円

(4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供する為に必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヵ月ごとに計算し、翌月中旬に請求しますので、27日に自動口座引き落としでお支払ください。

※金融機関休業日の場合は、翌営業日

6 サービスの利用方法

(1) サービスの開始

- ①障害者居宅介護について支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事者に対し 14 日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内にお支払いいただけない場合、または、利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することのより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 障害福祉サービスの支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

7 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 職名 管理者
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかに市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

また事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②身体拘束防止の指針の整備をしています。
- ③従業者に対して、身体拘束を防止するための定期的な研修を実施しています。

9 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年 1 回)

10 衛生管理等

- ①施設や食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③事業において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

1 1 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 業務継続計画策定等のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 従業者に対し、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 ハラスメント対策の強化

1 本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2 お客様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

(1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

(2) セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

1 3 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医 療 機 関	
住 所	
電 話 番 号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

9 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担 当 者	新井田 和樹
電 話 番 号	0 4 2 - 4 8 9 - 3 1 6 0
受 付 時 間	月～金 9時～17時 12月29日～1月3日を除く

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	調布市役所 障害福祉課
電話番号	0 4 2 - 4 8 1 - 7 1 1 1
受付時間	月～金 9～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	0 3 - 3 2 6 8 - 1 1 4 8
受付時間	月～金 9～17時

令和 年 月 日

障害福祉サービスを利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 調布市布田 1-43-2 グレイスメゾン谷中 N-203

(名 称) 株式会社 ALTWELLCARE ちょうふ自立応援団

(説明者氏名)

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける障害福祉サービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

代理人または立会人等

(住 所)

(氏 名)